

警報発表と地震発生時の学校の授業について

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

※ 経験したことのないような異常な現象が起きそうな状況です。

※ この数十年間災害の経験がない地域でも、災害の可能性が高まっています。油断しないでください。

- 1 登校前に和歌山市に「暴風警報」又は「大雨警報」(特別警報発表を含む)が発表されている時は、自宅で待機させてください。

※「洪水警報」については、本校では原則として対象ではありません。

ただし、洪水のため家屋が被災した時、通学路が冠水していて危険な時などは、保護者の判断で登校を見合わせ、危険が去るまで家庭で待機させてください。この場合は学校まで連絡してください。(欠席扱いにはなりません)

- 2 午前8時00分現在で警報発表中の場合は臨時休業とします。

- 3 午前8時00分までに警報が解除された場合、安全を確認した上で生徒を登校させてください。授業の開始は警報の解除時刻の1時間後を目安にします。

* 警報解除の連絡は学校からは行いません。テレビ・インターネット等で情報を確認してください。

* 午前6時00分現在警報発表の場合、給食はありません。

午前8時00分までに解除の場合は午前中授業となります。

* 警報解除後や警報が発表されていない場合でも、地域によっては河川の氾濫や、通学路の浸水等も考えられます。登校が困難又は危険と保護者の方で判断された場合は、登校を見合わせてください。この場合はLINE スクール連絡帳等で学校に連絡してください。(欠席扱いにはなりません。)

- 4 生徒の在校時に警報が発表されたり、大地震が発生した時、状況を確認し下校させます。(給食が終わっていても下校させます)。下校させることで危険が増すと考えられる場合は、安全確保のため、直ぐに下校させないことがあります。この場合、安全が確認されてから下校させます。

- 5 和歌山市で震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休校とします。

なお、震度5弱にいたらない地震であっても被害がひどく、登校が困難な状況になった場合は、登校を見合わせてください。(欠席扱いにはなりません)

- 6 和歌山市沿岸に津波警報、大津波警報が発表された場合は、臨時休校とします。翌日以降は、校区内の被害状況により判断します。

- 7 上記以外にテレビ・ラジオ等で教育委員会より特別の措置が報道された時はその指示に従ってください。